

生産緑地地区の指定について (事前審査の募集)

令和6年1月1日から指定要件を緩和(改定)しました。
※詳しくは、「3 生産緑地地区の指定要件」をご確認ください。

生産緑地制度とは

生産緑地制度は、市街地にある農地などの緑地機能を守り、緑と調和する健全な都市環境を作ることを目的とした制度です。

生産緑地地区の指定について

生産緑地地区は、都市計画決定の手続きを経て決定されるものですが、その前提は土地所有者などの同意を基に行われます。

そのため、本市では土地所有者などからの申出に基づき、指定要件などを照合して適当と判断される場合に都市計画決定の手続きを行っていきます。

1 事前審査の申込み

申込期間：令和6年4月1日(月) ～ 令和6年5月10日(金)

申込方法：「直接持参」又は「郵送」

申込及び
問合せ先：高知市都市建設部都市計画課
〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 (高知市役所本庁舎5階)
TEL：088-823-9465 FAX：088-823-9454
E-mail：kc-170200@city.kochi.lg.jp

- ※1 申請用紙は、都市計画課窓口にあります。
また、高知市ホームページ都市計画課サイトからもダウンロードできます。
- ※2 事前審査の後、生産緑地地区としての指定の可能性について通知を行います。
可能な地区につきまして、生産緑地地区として指定を希望する方は、本申請を行っていただくようになります。



2 生産緑地地区に指定されると

- ①標識の設置その他の適切な方法により生産緑地地区として明示されます。
- ②**30年間**農地等として**営農**することが義務付けられ、農地以外の利用ができません。
ただし、次に掲げる施設で生活環境の悪化をもたらす恐れのないものについては、市長の許可を受けた後、建築を行うことができます。
 - 農作物の生産出荷施設
 - 農産物の処理貯蔵のための共同利用施設
 - 農産物の直売所、加工所
 - 農業生産資材の貯蔵保管施設
 - 農業従事者の休憩施設
 - 農家レストラン 等
- ③営農活動を継続して行うために、市長に対して、生産緑地を農地等として管理するために必要な助言、土地の交換斡旋等の援助を求めることができます。
- ④次に掲げる場合において、市長への生産緑地の買取申出ができます。
 - 指定から30年経過した場合
 - 主たる従事者の死亡、又は農作業等が不可能となる故障した場合ただし、買取りの約束をするものではありません。
- ⑤**固定資産税の軽減**等、税制面での優遇措置が受けられます。
固定資産税の課税については、宅地並評価（農地に準じた課税）から農地評価（農地課税）に軽減されます。
- ⑥農地等に係る相続税・贈与税の**納税猶予の営農継続要件**が、**20年から終身**に変更されます。

3 生産緑地地区の指定要件

※⑧経営農地面積の合計について、令和6年1月1日から緩和（改定）しました。

生産緑地地区として、指定されるには次の①～⑨の**全てに合致**する必要があります。

- ①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ②**一団の農地等の面積**が、**500m²以上**の規模であること。
- ③用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること。
- ④地区内における**農地等利害関係人の同意**を得ること。
- ⑤一団の農地等が、建築基準法第42条第1項第1号から5号に規定する道路（同条第2項の規定によるみなし道路も含む）に接し、かつ、2m以上の間口を確保していること。
- ⑥個々の農地等の面積が、**100m²以上**の規模であること。
- ⑦**主たる従事者**が**60歳未満**、又は60歳以上である場合は**60歳未満の後継者を指名**していること。
(改定前) **4,000m²以上**
- ⑧申請者及び農地法第2条第2項に規定する世帯員等の**経営農地面積の合計**が**1,000m²以上**であること。
- ⑨**災害時の避難場所等としての使用に協力**すること。

